

30各介第438号

平成31年2月19日

市内介護保険事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課

## 地域密着型サービス事業所のサービス提供に関する指針の制定について（通知）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

本市では、他市町村からの転入者が限りある介護資源を占有してしまうことを防ぐ目的で、平成25年10月より地域密着型サービス事業所に対して、サービスを提供出来る対象者を「住民となった日から90日以上経過した者」と「市長の許可を得た者」に限定する措置をおこなってきました。

一方で、遠方にて暮していた両親や祖父母を各務原市民が呼んで一緒に暮らすといった一般的によくあるケースにおいて、転入後地域密着型サービスの利用が出来ないことにより、最適な介護サービスを選択出来ないという事例もございました。

そこで今回、この制限の運用について見直しをおこない、2親等以内の親族が1年以上前から現在まで継続的に各務原市に住民票を置き、かつその親族の主体的な日常生活上の世話や諸手続きを今後も継続的に受ける者に対しては、**居宅系の地域密着型サービスに限り（※1）提供を認めることとしました。**

これに伴い、これまで運用を定めていた平成25年10月4日付25各高福第561号「各務原市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正について（通知）」を廃止し、新たに「各務原市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所のサービス提供に関する指針（平成31年2月19日決裁）」として規定しました。

ただし、今回新たに追加した要件を満たす者でもサービス提供前に市長の許可を得る必要がありますので、協議依頼書に必要事項を記入し、条件を満たす親族の自署を得た上で介護保険課に提出してください。

なお今回定めた指針は、各務原市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年3月29日規則第44号）第2条の2の運用に関する基準を明示したものであり、市内における地域密着型介護サービス事業所の空き状況の変化により、見直しがかかる可能性があることをつけ加えさせていただきます。

※1 「居宅系の地域密着型サービス」とは以下の6サービスを指す

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

## 記

- 1 送付資料 各務原市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所のサービス提供に関する指針（平成31年2月19日制定）

※ 各務原市公式 Web サイトにも掲載しています。以下の URL をご覧ください。

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/17894/17914/028461.html>

各務原市 健康福祉部 介護保険課	担当	大丸
電 話	0 5 8 - 3 8 3 - 2 0 6 7 (直通)	
F A X	0 5 8 - 3 8 3 - 6 3 6 5 [代表]	
メール	<a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a>	